

《注意喚起のお知らせ》

2016年8月1日

太陽光発電システム 設計者 各位

一般社団法人 太陽光発電協会

特定畜舎等を対象とした技術的基準による垂直積雪量数値 使用不可について

～ 太陽光発電システム設計時の積雪荷重算出 ～

太陽光発電システム設計時の積雪荷重の算出においては、JIS C 8955（太陽電池アレイ用支持物設計標準）及び建築基準法、あるいは地方条例に基づいて計算するように法律で定められています。

しかしながら、実際の設計用積雪荷重算出にあたり、国土交通省告示第474号「特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める告示」別表に記載された垂直積雪量を使用した事例が報告されています。

同告示は畜舎（家畜・家禽を収容する施設）や堆肥舎（家畜排泄物処理・保管施設）における構造基準を定めたものであり、対象外となる太陽光発電システムの設計には使用することができません。また、同告示に示された各地の垂直積雪量は、下記の通り JIS C 8955 及び建築基準法、地方条例のいずれに対しても過小な数値となっており、積雪荷重の算出には使用されませんようご注意ください。

●設計用垂直積雪量の比較

都市例	JIS／建築基準法	地方条例	>	特定畜舎等※
	垂直積雪量 (m)	垂直積雪量 (m)		垂直積雪量 (m)
札幌市	1.664	1.40	>	1.00
帯広市	1.512	1.30	>	1.00
函館市	0.855	0.70	>	0.55
青森市	1.762	1.80	>	0.75
弘前市	0.936	1.30	>	0.75
秋田市	1.029	1.00	>	0.70
盛岡市	0.836	0.76	>	0.45
山形市	1.046	1.20	>	0.90

※ 国土交通省告示第474号「特定畜舎等建築物に関する安全上必要な技術的基準を定める告示」

《本件に関する問合せ先》

一般社団法人 太陽光発電協会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-N ビル 8階

TEL : 03-6268-8544 FAX : 03-6268-8566 URL : <http://www.jpea.gr.jp>

以上